

# 日野市公契約条例 指定管理協定への適用 拡大について

令和8年4月  
日野市総務課





# 公契約条例の概要

- ◆ 平成30年10月1日 施行
- ◆ 市と公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係をもとに締結する

公契約において果たすべき責務を定め、

- ・公契約に係る業務に従事する者の適正な労働環境の確保
- ・事業者の経営環境の維持改善
- ・公共工事及び公共サービスの質の向上

に資するとともに、地域経済の活性化と市民の福祉に寄与することを目的とする。



# 適用範囲

(1) 工事又は製造の請負契約(予定価格1億円以上)

令和4年4月から適用拡大

(2) 工事・製造以外の請負契約のうち以下に該当するもの

① 廃棄物収集・運搬・再資源化業務(予定価格3000万円以上)

② 子育て支援業務(予定価格3000万円以上)

③ 学校給食業務(予定価格に関わらず全校対象)

令和9年4月から適用拡大

(3) 日野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

第7条の規定により締結する協定のうち次ページに記載する施設の協定



# 適用範囲

## 指定管理協定対象施設一覧

施設名	
1	日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ
2	日野市立みなみだいら児童館ぷらねっと
3	市営自転車等駐車場
4	市民の森ふれあいホール・市民プール
5	日野市市民会館・七生公会堂・七生福祉センター・とよだ市民ギャラリー
6	日野市東部会館
7	日野市立グラウンド等
8	日野市立南平体育館
9	日野市多摩平の森産業連携センター(PlanT)

・令和9年4月1日から新たに締結する協定が対象となります。  
 ・現在締結している協定に対して、協定期間の途中で公契約条例の対象とはなりません。  
 例) 令和5年4月1日から令和10年3月31日の協定の場合  
 ⇒ 令和10年4月1日から公契約条例の対象となり、令和9年度から適用となる訳ではありません。  
 ※令和8年度以降、公募時点で公契約条例の対象の旨明記し公募予定



# 労働報酬下限額

◆対象契約及び協定において、受注者及び受注関係者が労働者に対して支払わなければならない賃金等の下限となる額です。

\*1時間当たりを単位として決定します

<労働報酬下限額の勘案基準> 以下を基準に定めます

工事及び製造の請負の場合

⇒公共工事設計労務単価

工事・製造以外の請負(委託)及び指定管理協定(委託)

⇒・地域別最低賃金

・市に勤務する会計年度任用職員の給与等



# 労働報酬下限額

## 【委託・指定管理の場合】

- ◆地域別最低賃金、会計年度職員の給与等を勘案し、公契約審議会で検討。審議会からの答申を基に市長が決定。4月1日より適用。
  - ◆令和7年度労働報酬下限額 ⇒ 1,238円
  - ◆令和8年度労働報酬下限額 ⇒ 1,320円
- ※指定管理協定については、新たに締結する令和9年度以降の協定から適用となります。



# 労働報酬下限額

- ◆労働報酬下限額は4月1日より1年間  
公契約条例対象業務に適用されますが、  
10月1日の最低賃金の改訂において、  
最低賃金が労働報酬下限額を上回った場合は最低賃金以上の支払いを  
お願いいたします。

## 《令和8年度》

※R8.4.1～R8.9.30 ⇒ **1,320円以上** (日野市公契約条例における労働報酬下限額)

※R8.10.1～R9.3.31 ⇒ **東京都における最低賃金が1,320円以上だった場合**  
その金額以上の支払をお願いします。



# 労働報酬の範囲(委託・指定管理協定)

## <労働報酬に算定する手当>

「時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金」及び

「時間外・休日・深夜労働の割増賃金」のうち、対象契約において従事した作業に係る部分

## <労働報酬に算定しない手当>

家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、

臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

★ 各手当の考え方は、労働基準法第37条、労働基準法施行規則第20条及び第21条に準じます。



## 賃金等の基準額

対象契約に係る業務に対して支払われた賃金等(労働報酬)が、「賃金等の基準額」以上となる必要があります。

$$\text{賃金等の基準額} = \text{労働報酬下限額} \times \text{算定労働時間数}$$

★算定労働時間数は、対象契約に係る業務に従事した時間を指しますが、所定時間外の労働時間については割増率をかけて算出します。



# 算定労働時間数

下表の①から⑤の合計

区分	算定割合	内容
①所定労働時間数	100%	実際に従事した所定労働時間数 + 有給休暇分の時間数
②時間外労働時間数	125%	所定労働日において、1日に8時間を超えて従事した労働時間数
③時間外労働時間数 (1か月あたり60時間超過分)	150%	所定労働日において、1日に8時間を超えて従事した労働時間数が、1か月あたり60時間を超過した分の時間数
④休日労働時間数	135%	休日において従事した労働時間数
⑤深夜労働時間数	25%	午後10時から午前5時までの間に従事した労働時間数

★ 労働基準法第37条第1項及び第4項に賃金の割増が定められているため、基準額算定においては時間数を割り増すことにより割増率を反映



## 算出例(委託・指定管理協定業務)

労働報酬下限額 1,320円

ある労働者が対象契約に係る業務に

時間内労働 120時間

時間外労働 10時間 従事した場合

賃金等の基準額は

$1,320円 \times (120時間 + 10時間 \times 125\%) = 174,900円$

→ 実際に支払われる労働報酬(割増賃金を含む)が

174,900円以上であればよいことになります

\*対象契約以外の業務にも従事している場合は、労働時間による按分で労働報酬を算出します。



## 適用労働者の範囲

- ◆ 受注者または受注関係者に雇用され、もっぱら対象契約に係る業務に従事する者  
\*雇用形態を問いません  
(正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト 等)
- ◆ 労働者派遣法の規定により対象契約に係る業務に派遣されるもの
- ◆ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により対象契約に係る業務に従事する者  
(いわゆる一人親方)



## 適用労働者の範囲に該当しない者

- ◆ 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
- ◆ 労働者ではない者(ボランティア、会社役員 等)
- ◆ 現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者)
- ◆ 最低賃金法第7条に規定する者  
(使用者が東京都労働局から最低賃金の減額の特例許可を受けている者)
- ◆ 対象契約に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者
- ◆ 対象契約に係る業務に直接従事しない者(事務員、材料の製造に従事する者 等)
- ◆ 就業に対する対価を配分金として受け取る者(シルバー人材センターの会員等)



## 労務台帳の提出について

◆労働報酬が基準額を下回っていないことを確認するために、受注者の方に労務台帳の作成・提出をお願いしております。

※ご提出いただく台帳については、  
契約締結年度に市HPに掲載されているものを  
ダウンロードして作成をお願いいたします。



# 具体的な台帳の説明(委託・指定管理協定)

## ◆作成いただく内容(報告内容)

4月の労働に対する賃金、10月の労働に対する賃金

## ◆作成・提出の時期

契約期間中2回の提出

①4月分の賃金について

②10月分の賃金について

⇒それぞれ賃金支払い日の翌月末までに提出

## ◆労務台帳記載の対象となる労働者

対象契約に係る業務に従事した労働者のうち、  
労働報酬の時間当たりの額が最も低い労働者(1名)

\*労働報酬の時間当たりの額 = 割増賃金の算定の基礎となる賃金  
(時間当たりの額)



## 台帳の作成について(委託・指定管理協定)

### ◆注意事項

10月の最低賃金の改訂により、  
東京都における最低賃金が労働報酬下限額を上回った場合  
⇒ 下限額が最低賃金額に変更された台帳で作成ください。  
(市HPにて台帳データの差し替えを行います)



# 労働者への周知

労働者等に対し、以下の事項について周知をお願いします。

- ◆この条例が適用される労働者の範囲
- ◆労働報酬下限額
- ◆申出をする場合の連絡先
- ◆申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを受けないこと

\*周知の様式や方法は問いませんが、作業所等の見やすい場所にポスターを掲示する、又はチラシを全ての労働者に配布するなどの周知をお願いします。



## 労働者等からの申出

- ◆労働者は、適用対象契約に係る労働報酬が基準額を下回る場合、受託者又は市にその事実を申し出ることができます。
- ◆受注者が労働者から問合せや申出を受けた場合は誠実に対応し、労働者が申出をしたことを理由とした解雇その他の不利益な取扱いを受けないようにしてください。



## 報告及び立入調査／是正措置

- ◆労働者等から市への申出により  
その事実等を確認する必要がある場合や、  
定められた事項の遵守状況を確認する必要がある場合、  
市は受注者に報告もしくは資料の提出を求め、  
又は立入調査を行うことがあります。
- ◆報告又は立入調査の結果、受注者等に違反があった場合は、  
市は受注者に是正措置を命じます。  
受注者は是正措置を講じ、内容を市に報告します。



## 契約解除

◆市は、次のいずれかに該当するときは**適用対象契約を解除**し、また、日野市競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき**指名停止措置**を行います。

- ・受注者等が報告や資料の提出をしないとき
- ・受注者等が虚偽の報告や資料の提出をしたとき
- ・受注者等が立入調査の拒否、妨害又は忌避をしたとき
- ・受注者が是正措置の命令に従わないとき
- ・受注者からの是正報告がされないとき
- ・受注者からの是正報告が虚偽であったとき



## 契約解除となった場合

- ◆対象契約の解除により市に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければなりません。  
また、対象契約を解除したとき、又は適用対象契約の終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明したときは、以下の事項を公表します。
- ・適用対象契約の件名及び締結日
  - ・受注者又は受注関係者の氏名及び所在地  
(法人等の場合は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
  - ・適用対象契約の解除をした場合は、その日及び理由
  - ・適用対象契約の終了後に受注者及び受注関係者が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置
  - ・市長が必要と認める事項